

茂原市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所502会議室

3 出席委員 14名

1番 中村正明	2番 小高一夫
3番 湯浅公夫	4番 蕨直邦
5番 光橋正人(第二副小委員長)	6番 杉浦文子
7番 八角徳政	8番 高山多聞(第一副小委員長)
9番 秋葉仁喜(第二小委員長)	10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
11番 鬼島一郎(職務代理)	12番 加藤古志郎
13番 石井利明(会長)	14番 浦島京子

出席推進委員 7名

矢部友一	古山光雄	早川昇一	富田和男
平野芳之	風戸茂樹	深山文雄	

4 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二	局長補佐 丸島浩二
係長 東條成男	係長 鵜澤史樹
主査 吉田茂則	主事 酒井嵩文

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 7件
- ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 8件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- ・令和3年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について

6 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
軽微な農地改良の届出について
地目変更登記申請に係る照会について
茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について
その他

7 総会要旨

局長

本日は第3回総会にご参集頂きましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、3条申請7件、4条申請1件、5条申請8件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について2件、令和3年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認について、以上合計19件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をすることになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させて頂いてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は6番杉浦委員と7番八角委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

なお、第1号議案から第7号議案まで、一体計画を含めて4名の新規就農に係る議案です。新規就農者においては、申請人の耕作の意思や農業への意欲、具体的な営農計画とその実現に向けた機械、労働力、技術といった要素を総合的に勘案するほか地域農業への影響等を判断する上で参考とするために、申請書類だけでなく直接申請人にお話を伺っていますので、今回も全員にお越しいただくようお願いしています。議事進行については、お一人ずつ、議案説明の後入室して頂き、質疑等を行って、退室後に審議し処分を決定してから、次の議案に移るといいうながれで行っていただきたいと思っております。各申請人の「営農計画のチェック表」をご覧になりながら質疑等をお願いします。

それでは第1号議案です。申請地は南吉田字南台地先外1筆、畑6944㎡に賃借権を設定しようとする申請です。賃借人は大網白里市の★★さん、賃貸人は山武市の★★さんです。

就農の動機としましては、自然が好きで、おいしい野菜を作りみんなに届けたいという思い、などです。営農計画について簡単に説明します。借り受ける農地にて、長ネギ、玉ねぎ、西洋ネギを中心に、その他多品目を栽培します。販売計画として、JA長生や緑の風への出荷等で合計約490万円の売上高を見込んでおり、それに対する経費として約290万円を見込む計画となっております。

次に、3条許可基準です。全部効率利用要件について、機械の確保は、トラクター、管理機、マルチャー、種まき機を既に所有しています。労働力は世帯員3名で従事する計画です。技術については、千葉県立農業大学校で研修を受けたほか、君津市の本吉牧場さんで実務経験があります。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、今回の申請により50アールを超えております。周辺地域との関係については、周辺の耕作に支障が無いように農薬を使用し、できれば減農薬にする、とのことです。

その他の内容を含めて、長生農業事務所改良普及課の指導員に精査していただいているとのことです。

議案説明は以上です。それでは、★★さんに入室していただきます。

<★★氏入室>

会長

私は農業委員会の石井と申します。今日はよろしく申し上げます。新規就農の場合、農業に対する意欲等々をしっかりと見るため、委員の皆さんから質疑応答をしながら

決定していきたいという考えでありますので、ご協力のほどお願いいたします。それでは、自己紹介をお願いします。

★★氏 ★★と申します。今月で農業大学校を卒業します。これから農業を生業として頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

会長 それでは私の方から一つお聞きします。農業は自然を相手の仕事で、資料を見ますと、自然が大好きと伺っていますけれども、実際に長ネギ、玉ねぎ、西洋ネギ、これらの研修を通して、やっていけそうですか。

★★氏 はい。西洋ネギは家庭菜園でも1年くらいやってきました。ネギの方は、茂原は産地なので、やってみたいなと思えます。

会長 関係機関や農業委員さんとの相談とか、話し合いなど、今までにしっかりやっていますか。

★★氏 はい。

会長 それでは皆さんからご質問をお願いします。いかがでしょうか。

★★委員 ★★と申します。新規就農ということで、頑張ってもらいたいと思えます。親御さんと一緒にやろうということですね。ネギをやろうとか色々話のある中で、実際に管理機を使ってとなると、大きい機械はいいんですが管理機はやはり力が無いといけなということになるので、農業大学校でも実習していると思うんですが、その辺については大丈夫ですか。

★★氏 最初はやっぱり筋肉痛とかあったんですけど、すごく面白いなと思えました。

★★委員 皮むき機とか色々設備投資が必要になると思うんですけど、その辺は。

★★氏 最初は小さい範囲でやるので、自分でやるか、農協に出せるのが一番良いですけど、頑張って農協に出せるものを作って、選果場なりを使っていきたいと思えます。

★★委員 輪作していく計画でやられるんですよね。その辺は勉強されていると思えますので、ぜひ頑張ってください。

★★委員 ★★と申します。大網白里市からここまでどのくらいかかりますか。

★★氏 5 kmくらいですね。結構近いんですよ。

★★委員 今後も大網白里市に住む予定なんですか。

★★氏 農地の隣に圃場の持ち主の空き家があるんですけど、もし長期にここでやっていければ、持ち主と相談して買いたいなと思えます。

★★委員 ぜひ広くやって頂いて、茂原に住んでいただければ幸いです。

★★委員 ★★と申します。ご両親は何かお仕事をなさっていますか。

★★氏 父は山武市の方で家の工事とかをやっているんですけど、空いた時間は私の農業を手伝ってくれるということです。母は今までプラスチック関係の仕事をやっていて、工場を辞めて農業の勉強をしていました。これから私が農業を始めるにあたって手伝

いをしてくれます。

★★委員 農業をやることにご両親が同意して手伝ってくれるという形ですね。ご両親と共同で、結束してぜひ農業をやっていたきたいと思います。頑張ってください。

★★委員 地元の★★と申します。1か月前にもお会いしました。作業場や倉庫も貸してもらえるとということで、倉庫も広さもちゃんとしているので、利用して、ぜひ成功させていたきたいと思いますので、頑張ってください。

★★氏 ありがとうございます。頑張ります。

会長 他によろしいですか。それでは質疑を終わります。ありがとうございました。

★★氏 ありがとうございます。

<★★氏退室>

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、1号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。★★委員いかがですか。

★★委員 今までは、たばこか何かを耕作していた場所のようです。その後、かなりきれいになってあります。本人にここまでやる気があれば、やっていけると思います。許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは1号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして、2号から4号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして2号から4号議案ですが、申請人から話があり、去る3月7日に申請人、申請地の地元自治会役員、地区を担当する★★推進委員とで今後の耕作のことについて話し合いがもたれたとのことです。その話し合いにより、申請地を精査してみたいので、今回は申請に係る審議を保留してほしい旨の申し出がございましたので、ご報告します。

会長 説明のとおりですので、2号から4号議案については保留することとします。続きまして、5号から6号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして5号から6号議案です。一体計画となります。申請地は綱島字釈迦堂地先外5筆、田3697㎡、畑1735㎡、合計5432㎡です。5号議案においては売買、6号議案においては使用貸借による権利を設定しようとする申請です。買受人及び借人は綱島の★★さん、売渡人は東京都の★★さん、貸人は綱島の★★さんです。就農の動機としましては、自分の仕事がダイレクトに結果になる仕事をしたかった、などです。営農計画について簡単に説明します。日本蜜蜂・西洋蜜蜂の養蜂を行っており、買い受け及び借り受ける農地にて、蜜源植物を栽培し、良質な国産蜂蜜を収穫する計画です。販売計画として、蜂蜜・蜜蝋製品をJA長生等の直売所、個人販売、インターネット販売により合計約100万円の売上高を見込んでおり、それに対する経費として約30万円を見込む計画となっております。5年後には生産及び販売

を拡大させて約1500万円の農業所得を目標としています。

次に、3条許可基準です。全部効率利用要件について、機械及び蜜蜂の確保については、耕運機及び日本蜜蜂6群を所有しており、今後計量器及び日本蜜蜂群・西洋蜜蜂群を自己資金にて導入又は増群させる計画です。労働力は世帯員2名で従事する計画です。技術については、農業実習等は無く家庭菜園のみですが、養蜂を3年行っています。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、今回の申請により50アールを超えております。周辺地域との関係については、除草剤散布は極力少なくして人力にて行い、殺虫殺菌については、化学農薬は使用せず自然のものを使用する、とのことです。その他の内容を含めて、長生農業事務所改良普及課の指導員に精査していただいているとのことです。

議案説明は以上です。それでは、★★さん入室していただきます。

<★★氏入室>

会長 農業委員会の石井と申します。よろしく申し上げます。新規就農の場合、農業に対する意欲等々をしっかりと見るため、委員の皆さんから質疑応答をしながら決定していきたいという考えでありますので、ご協力のほどお願いいたします。それでは、自己紹介をお願いします。

★★氏 ★★と申します。よろしく申し上げます。私の農業への志は15歳の時からです。元々、太陽とか土とか大好きなので、それに携わる仕事ということで庭師をやっていました。いつか機会があったら農業をやりたいということで、家庭菜園を無肥料無農薬でやっていました。その手助けになればと思って養蜂を始めました。蜜蜂は今年で4年目になります。養蜂を中心に農業経営をやって暮らしていければと思います。

会長 ありがとうございます。就農の動機は、家族との時間を大切にしたいとか、自然を感じながら出来る仕事をしたいとか、色々お気持ちが入っていると思いますが、私から一つお聞きします。養蜂のための耕作というと、この管内ではあまり聞かないんですが、やはりこれは近隣との調和とか、話し合いとか、あったと思うんですけど、ご苦労などあれば教えてください。

★★氏 苦労は別に無いです。元々この付近には蜜蜂がいたようで、昔はもっとたくさんいたと。今頃の季節は糞害があるんです。蜜蜂は、飛びながら白いものに向かって糞をする習性があります。日本蜜蜂にも西洋蜜蜂にもあります。周りの方に聞いたら、昔からあったと。そういうことなので、今のところ苦情のようなものは無いです。

会長 それでは皆さんからご質問をお願いします。いかがでしょうか。

★★委員 ★★と申します。一群というのはだいたい何匹くらいなんですか。

★★氏 一箱ですか。多い群れで3万匹くらい入っています。少ない群れは一握りくらいしかいないんですけど、秋の時点でそういう群れは冬の間に消滅します。まず餌不足。それと数が少ないと巣の中の温度を上げられないので凍死してしまい冬を越せないんです。少なくとも1万匹くらいいれば、給餌、餌をやったり蜜をやったりと手を施せば何とか越冬出来るんですけど。

★★委員 巣箱を設置する場所が道路に近いと、歩いている人への危険性は無いでしょうか。

★★氏 危険性はほとんど無いです。危ないとすれば、例えば巣箱の出入口の真ん前にずっと立っていると、蜜蜂の方から向かってきます。威嚇ですね。それでもいると、稀に刺されますが、それくらいで、巣箱を置いている場所は道路から4～5m離していますので、その距離があれば、まず刺されることは無いです。

- ★★委員 うちの近くにも、東北の養蜂業の方が来て、冬の間だけ巣箱を置いて、春になるとまた東北に持って行くんですけど、その方に聞いたら、やはり近付くと危険だということでしたので、聞かせてもらいました。
- ★★委員 地元の★★と申します。この地区は人口も減っていて空き家が増えていまして、★★さんはそこに来て頂いたわけです。そのことは大歓迎です。一つお伺いしたいのは、この区域は結構イノシシとかハクビシンがいるんですけど、その対策は何か考えていますか。
- ★★氏 イノシシに関しては、イノシシびっくりという器具があつて、音でもって追い払うものです。今のところ、付けてからイノシシは一度も来ていません。蜜蜂に対する害はイノシシよりもアライグマの方がいます。アライグマは熊ですので、蜂蜜を狙って来ます。それも今のところ被害は無いです。電気柵もやっています。
- ★★委員 ★★と申します。群れを100群にしたいということですが、どうやって増やすんですか。
- ★★氏 蜜蜂は年にだいたい5～8群れくらい分蜂します。巣の中に新しく女王蜂が産まれてくると、古くからいる女王蜂は蜂の半分を連れて出て行って、他の巣を見つけます。大きい群れでは毎日とか2、3日おき、小さい群れでは一週間おきとか、だいたい5回は分蜂します。分蜂している最中も働き蜂はどんどん産まれてきますので、3万から1万5千になっても、2回目以降は1万5千から7500ということにはならないです。最終的に3000くらいになっちゃうこともあるんですけど、そうなったら女王蜂を取って意図的に止めます。
- ★★委員 ★★と申します。蜜の収穫といえますか、どんな要因があつて量が変わってくるのでしょうか。
- ★★氏 私の場合、日本蜜蜂を30cm角の箱で飼っています。高さが15cm、板の厚みは21mm～30mm。種類は色々あるんですけど。その年の花粉源とか蜜源の量によって伸び率が変わってくるんですけど、1回に概ね1段から2段採ります。1段で5kg、2段で10kgがだいたい標準なんですけど、その時々で蜜の量が若干変わってくるので、今までの経験では、2段で8kg、1段で5kg採ったことはあります。これはその年の梅雨から秋にかけての天候によります。
- ★★委員 ★★と申します。現地調査に行った際、住宅の西側の農地には木が生えていて山林のようになっていましたけれど、ここも木を伐採して、巣箱も置くのですか。
- ★★氏 巣箱を置いて誘引出来る場所というのはだいたい決まっていまして、水があること、朝日が当たること、北風が当たらないこと、西日が当たらないこと、くらいです。北向きにも置けます。西日だけは、巣の中の温度が上がり過ぎてしまいます。
- ★★委員 ★★と申します。地元との話し合いは、もうしてあるんですか。
- ★★氏 地元の自治会の班長さんと話しています。糞害が出たら私の方で対応します。白い布を4mくらい用意してあつて、それをお届けするんですけど、それを洗濯物の外側に回していただくだけで、洗濯物に直接糞をされるのを抑えられます。刺される心配という話もありますが、それは人の方が刺されるような行為をしなければ、蜜蜂の方からいきなり刺すということはないですから。私も結構荒っぽいことをしていますが去年から今年にかけては一回も刺されていません。近付かなければ大丈夫です。

会長 他によろしいですか。それでは質疑を終わります。ありがとうございました。

★★氏 ありがとうございます。

<★★氏退室>

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、5号から6号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。地元の★★委員いかがですか。

★★委員 申請人は東京に住んでいたんですけど、そこを売り払ってこちらで生活するということで、力を入れています。先ほども話のありましたように、地元には来てすぐに挨拶に回っています。自治会長には、私と一緒に行きました。土地を借りるにあたって、私が紹介して話し合いがついて、貸す人も喜んで貸してくれています。また、周囲は3軒も空き家になっていて、警察もよくパトロールしてくれているんです。こうやって人が増えるということも非常に良いことだと思っていますし、本人も蜂のことは責任を持つと地元においても話しておりますし、私としては大歓迎です。蜜源植物の耕作についても許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地元の★★委員が、地元の中に入って色々苦勞されて、今日に至っておりますので、今回の申請は許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは5号から6号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号から6号議案については、許可ということで決定いたします。続きまして、7号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして7号議案です。申請地は六ツ野字櫻園東地先外2筆、畑6917㎡の内5609㎡に賃借権を設定しようとする申請です。賃借人は千葉市の★★さん、賃貸人は六ツ野の★★さんです。

就農の動機としましては、将来は自分で事業を行うという気持ちを持っており、その中で農業に興味を持ったため、などです。営農計画について簡単に説明します。借り受ける農地にて、ネギを栽培します。販売計画として、JA長生への出荷により合計約290万円の売上高を見込んでおり、それに対する経費として約130万円を見込む計画となっております。

次に、3条許可基準です。全部効率利用要件について、機械の確保は、トラクター、管理機、動力噴霧器、パイプハウス等を購入する計画です。自己資金及び就農資金等を利用して資金を調達する予定です。労働力は本人1名で従事する計画です。技術については、千葉県立農業大学校で研修を受けています。農作業常時従事要件については、150日以上となっております。下限面積要件については、今回の申請により50アールを超えております。周辺地域との関係については、農薬の使用についてはドリフト等により周辺農地に影響を与えないよう注意して散布するほか、機械の使用に伴い騒音の発生が考えられるため、周辺環境に配慮すると共に作業時間帯を考慮して行う、とのことでした。

その他の内容を含めて、長生農業事務所改良普及課の指導員に精査していただいているとのことでした。

議案説明は以上です。それでは、★★さんに入室していただきます。

<★★氏入室>

- 会長 農業委員会の石井と申します。よろしくお願ひします。新規就農の場合、農業に対する意欲等々をしっかりと見るため、委員の皆さんから質疑応答をしながら決定していきたいという考えでありますので、ご協力のほどお願ひいたします。それでは、自己紹介をお願いします。
- ★★氏 ★★といいます。今、農業大学校の生徒で、今週卒業式を迎えるので、その後独立して新規にやっぺいこうということで手続きをさせて頂いているところです。よろしくお願ひします。
- 会長 私から一点だけ。住所が千葉市美浜区というのは遠いような気がするんですが、いかがでしょうか。
- ★★氏 家を借りて、これからこちらに引っ越す手続きを取っているところです。
- 会長 それでは皆さんからご質問をお願いします。いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★と申します。以前は、どんなお仕事をされていたのですか。
- ★★氏 工場で、板金工というか、鉄板を相手に色々機械を使って加工していました。
- ★★委員 その仕事を継続しないで、農業という業界に入ってくるということで、以前から農業をやりたいと思っていたということによろしいですか。
- ★★氏 そうですね。それと、私は以前の仕事でケガをしてしまいまして、それもちょっと関係はしているんですけど、障害者という形になっていまして、それを機に、というのものあるんです。
- ★★委員 ご両親は、農業は一緒にはやらないんですね。お一人でやられるんですね。
- ★★氏 そうですね、私だけということです。
- ★★委員 ★★と申します。新規就農ということで頑張っぺ頂きたいと思うんですけども。ネギを選んだ理由、1反歩当たりの収入が上がるというのは分かるんですけども、施設野菜の方に行かず露地野菜に行った理由は何ですか。
- ★★氏 理由は、ネギに関してはやはり安定性があります。他の大根とか人参とかを考えると、ネギの方が小さい面積で収入が見込めるということを考えています。施設野菜に関しては、やはり初期費用が半端なく高いですね。トマトも最低限の面積でやれば何とかなるかもしれないですけど、暖房とか考えると初期費用がうん千万となって、そこまでの予算は無いので、露地でまずはネギを作って安定したいという考えです。
- ★★委員 着眼点はよろしいと思ひますけれども、ネギと言っぺても一年ずっとネギでは決まっぺている時期しか収穫出来ないですよ。全部の面積をネギというわけにはいかないと申ひます。それ以外の作物も収穫するという計画を密に練っぺて、そういうことも考へて、ぜひとも成功して頂きたいと思ひます。
- ★★氏 秋冬のみで考へています、ネギに関しては。夏ネギは今のところ考へていません。その間に連作を避けて作物をやっぺいきたいという考へはあるんですけど、じゃあ間に何の作物を入れるかということになると、期間も色々、あまり長い間畑に置いお

くと今度はネギの作付けに影響しますし、その辺が難しいので、正直、課題ではあります。あと、売り先が、ネギに関しては農協さん出荷という形で一通り計画が出来たんですけど、他の作物となると、すぐ思いつくのは直売所になるかなと思うんですけど、そうすると一人でやっていくのは、一回、一通りやってみて出来そうであればやっていきたい、という考え方です。なので、秋冬の間に緑肥を入れて連作を避けながらやっていくか、間に作物を入れるか、まだ検討中で、一年、二年、やってみながら考えていきたいというのが本音ですね。

★★委員 わかりました。そうですね、一人でやるのは大変ですので、ぜひとも緑肥なんかを使って圃場を良くして、ぜひ良い収穫をしてください。

会長 他によろしいですか。それでは質疑を終わります。ありがとうございました。

★★氏 ありがとうございます。

<★★氏退室>

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、7号議案については許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。地元の★★委員いかがですか。

★★委員 場所は畑がまとまっている状態で、耕作するには非常に良い条件じゃないかなと思います。★★さんも、何回も現地を見に来て、色々検討したと思いますけど、最終的にこの地域に決めたと。★★さんの土地も耕作する方がいなくて、そういう中でここまで計画的に考えて、ネギをやって新規就農してくれるということであれば、地域としても大歓迎だと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 条件的には良い所です。周りにも新規就農者が2、3人いらっしゃいますので、地元委員とも協力して、お互いに励まし合って、地域に定着して頂ければ良いんじゃないかなと思いますので、許可でよろしいと思います。

会長 他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは7号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは7号議案については、許可ということで決定いたします。新規就農の方々、地元の農業委員、推進委員ともコンタクトを取りながら、助言指導を受けて来ているということが、非常に見てとれました。これからも、新規就農に関しては委員の業務として後押ししていく、そういう考え方が必要ではないかと思います。
ここで一旦休憩とさせていただきます。

(休憩)

会議を再開いたします。

続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。
8号議案です。申請地は、高師字上苗代地先、田277㎡です。木崎の★★さんが、

貸駐車場用地として転用する申請です。申請理由は、土地活用をするため、土地選定理由は、近隣にアパートや店舗が多く需要が見込めるため、とのことです。事業計画としては、貸駐車場9台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、砂利敷きのみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

なお、申請地を平成12年頃から許可を得ず砂利を入れ駐車場として使用していたため、申請人から始末書が添付されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、8号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。現地調査もしております。★★委員いかがですか。

★★委員 用途地域内で、住宅地内の残存農地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 8号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは8号議案については、許可相当ということで決定いたします。

続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

9号から11号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、上林字祖台地先外10筆、田1002.58㎡、畑700.20㎡、農地以外の土地7833.86㎡、計9536.64㎡です。高師の★★さんが上林の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は周辺地域の宅地分譲の需要が高いため、とのことです。事業計画としては、平均区画面積298㎡の宅地を32区画造成します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、長生地域振興事務所に特定事業事前計画書、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書及び景観計画区域内行為届出書、市土木管理課に道路工事施行承認申請書及び道路占有許可申請書、市教育委員会に埋蔵文化財の取扱いについての確認書がそれぞれ提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、申請地内の切土盛土を行い、不足分については山砂にて埋立てをします。排水は、建築時公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者は4名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、上永吉字新屋敷地先外1筆、田873㎡です。上永吉の★★さんが上永吉の★★さんから土地を買い受けて、資材置場及び駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、代表の自己所有地であり既に利用しているため、とのことです。事業計画としては、作業場兼休憩所のプレハブ1

棟を設置し、砕石ストック場及び駐車場3台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立てし砕石を敷き込みます。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は3名おり、確認を得ております。

なお、申請地に許可を得ず砕石を敷き事業地として使用していたため、申請人から始末書が添付されております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして13号議案です。申請地は、新小轡字南地先、畑1045㎡の内287㎡です。小林の★★さんが新小轡の★★さんから使用貸借により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、親の所有している住居は狭く子供が生まれるため、また農業を手伝うため、とのこと。事業計画としては、建築面積64.17㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はございません。周辺農地の営農条件への支障について、埋め立ては行わずに整地のみです。排水は合併浄化槽処理後、排水路へ放流します。★★用排水路維持管理組合から排水同意書が提出されています。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号及び15号議案です。一体計画ですので併せてご説明します。申請地は、長尾字沖田地先外4筆、田767㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先外3筆、面積合計563㎡です。法目の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて、建売住宅用地とし進入路部分の持分を移転しようとする申請です。申請理由及び土地選定理由は、区画整理事業地として整備され平坦で閑静な土地であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積66.66㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。造成工事は行いません。排水は、公共下水道に接続済みです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして16号議案です。申請地は、国府関字砂田地先外2筆、田1581㎡です。小林の★★さんが芦網の★★さんから土地を買い受けて、資材置場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、既存の資材置場が借地で手狭になっており資材や重機置場の確保が必要なため、地形が平坦で接道がとれ資材置場として最適な場所であるため、とのこと。事業計画としては、資材置場と重機置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について申請地は、水管、ガス管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域であり、申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療機関その他の公共・公益的施設が存する農地に該当する

ことから、第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は砕石での整地を行います。排水は雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

説明は以上でございます。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 審議の結果、9号議案から16号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議いたします。現地調査もしております。9号から11号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 随分荒れていましたが、用途地域内ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地の中に残っている農地で、用途地域でもありますし、問題無いと思います。

会長 9号から11号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは9号から11号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして12号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 色々と経緯はあると思いますが、資材置場や駐車場として使ってしまったものを元に戻すわけにもいかないのでしょうし、第2種農地と判断出来ますから、許可相当でよろしいと思います。

会長 12号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは12号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして13号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 前に申請が出されて許可相当と判断した所ですが、その後補正があり、あらためて出し直したと聞いています。親子間で住宅用地の貸し借りですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 13号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして14号及び15号議案です。土地区画整理事業地内ですので、小委員会の報告のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号及び15号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 用途地域ではありませんが、第3種農地に該当すると判断されますので、許可相当でよろしいと思いますけれど、申請人の事務所とかなり離れているように思いますので、そこが気になります。

会長 16号議案ですが小委員会の報告及び意見のとおり許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案については、許可相当ということで決定いたします。

それでは続きまして、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは17号議案については承認とさせていただきます。

続きまして議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第18号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。
(★★委員退出)

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは18号議案については承認とさせていただきます。
(★★委員入室)

次に議案第19号令和3年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてであります。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号令和3年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金の承認についてご説明いたします。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。(異議なしの声) それでは19号議案については承認ということにさせていただきます。
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・茂原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則の制定について

会長 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。